

国会議員の重国籍をめぐる イギリス・オーストラリアの比較検討

基礎教育センター
准教授
宮内 紀子

研究シーズの紹介

本研究は、国会議員の重国籍をめぐる日本の議論形成への貢献を目的として、イギリスとオーストラリアでの国会議員の重国籍についての規定（許容・禁止）とその根拠を比較・検討するものである。イギリスとオーストラリアでは日本と同時期に国会議員の重国籍が発覚した。オーストラリアの禁止規定が日本でも報道され、一般的論調はこれに倣うべきとした。しか

しその規定の根拠や、植民地・宗主国の関係により戦前の法律を共有するイギリスでは許容されていることは報じられなかった。そこで、本研究は、国会議員の重国籍をめぐる日本の議論形成への貢献を目的とし、オーストラリアおよびイギリスでの規定の背景や議論状況を検討した。



国会議員の重国籍

- なぜ国会議員の重国籍はオーストラリアで禁止されるのか
- イギリスでは国会議員の重国籍はどう扱われているか



オーストラリア⇒憲法44条i号で禁止

「外国に対する忠誠、服従、若しくは支持の一切が認められる者、外国の臣民若しくは市民、または権利若しくは特権が付与されている外国の臣民若しくは市民（中略）の一切の者」

条文の解釈@裁判所=国籍条項⇒国籍=忠誠との理解。ただし新たな学説も



イギリス⇒被選挙権付与に重国籍規定なし

そもそもコモンウェルス構成国市民でも被選挙権・・・1948年イギリス国籍法により国籍と忠誠義務は断絶+大英帝国の宗主国としての立場？

期待される活用シーン

- 重国籍はいけないことなのだろうか？



国籍概念は国家により異なる。オーストラリアでも外国籍=外国への忠誠との理解は適切ではないとの議論も



イギリスでは国会議員の重国籍についての規定がない。→そもそも国籍概念があいまい

- 国籍は国家への忠誠を示すもの？



国籍は国家との紐帯であるが、忠誠を示すものではない（イギリス・日本・オーストラリア）

その他の研究テーマ

国籍による国家の法的構成員性への憲法学的検討—連合王国を対象として—（科学研究費助成事業 若手研究 課題番号19K13509）
イギリスおよびアイルランド間の自由な越境の形成と変容—共通旅行区域（Common Travel Area：CTA）の点から—イギリス憲法学におけるレファレンダムへの考察—議会主権の観点から—